

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2954号から第2956号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第2954号及び第2955号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2956号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「高齢・障害支援課障害者支援担当に係る本人開示請求者に関するケース記録全て」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2954号】

- (2) 「特定公園のトイレ使用にかかわる文書で、1. 当該公園で小用を足しているとき背後を通る人がいて気持ちが悪いという申告が何回かあったということに対する指定管理者からの報告文書全て。2. 上記1項にかかわる現場処理に対する対策等、指示をもとめる指定管理者からの要望文書全て。3. 上記1項にかかわる指定管理者からの報告・相談等に対する、関係当局が作成した文書全て。」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2955号】

- (3) 「特定公園のトイレ使用にかかわる文書で、1. 当該公園で小用を足しているとき背後を通る人がいて気持ちが悪いという申告が何回かあったということに対する指定管理者からの報告文書全て。2. 上記1項にかかわる現場処理に対する対策等、指示をもとめる指定管理者からの要望文書全て。3. 上記1項にかかわる指定管理者からの報告・相談等に対する、関係当局が作成した文書全て。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2956号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2954	令和元年11月1日	令和元年11月18日	令和元年12月3日	令和元年12月27日	個人	市長
2955	令和元年10月25日	令和元年11月8日	令和2年1月21日	令和2年2月20日	個人	市長
2956	令和元年10月25日	令和元年11月8日	令和2年1月21日	令和2年2月20日	個人	市長

### 3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2954	「高齢・障害支援課障害者支援担当に係る本人開示請求者に関するケース記録全て」（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報非開示	原処分妥当
		<p><b>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第21条第2項に定める必要な書類の提出不足</b></p> <p>（自己が当該本人開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類（以下「必要書類」という。）の提出に不足があるため。）</p>	
2955	「特定公園のトイレ使用にかかわる文書で、1. 当該公園で小用を足しているとき背後を通る人がいて気持ちが悪いという申告が何回かあったということに対する指定管理者からの報告文書全て。（以下「個人情報1」という。）2. 上記1項にかかわる現場処理に対する対策等、指示をもとめる指定管理者からの要望文書全て。（以下「個人情報2」という。）3. 上記1項にかかわる指定管理者からの報告・相談等に対する、関係当局が作成した文書全て。（以下「個人情報3」という。個人情報1から個人情報3までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）」	個人情報非開示	原処分妥当
		<p><b>不存在</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報1 （個人情報1の内容に該当する報告文書は提出されていないため、取得しておらず、保有していないため。）</li> <li>・個人情報2 （個人情報2の内容に該当する要望文書は提出されていないため、取得しておらず、保有していないため。）</li> <li>・個人情報3 （個人情報3の内容に該当する文書は作成しておらず、保有していないため。）</li> </ul>	
2956	「特定公園のトイレ使用にかかわる文書で、1. 当該公園で小用を足しているとき背後を通る人がいて気持ちが悪いという申告が何回かあったということに対する指定管理者からの報告文書全て。（以下「文書1」という。）2. 上記1項にかかわる現場処理に対する対策等、指示をもとめる指定管理者からの要望文書全て。（以下「文書2」という。）3. 上記1項にかかわる指定管理者からの報告・相談等に対する、関係当局が作成した文書全て。（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して、以下「本件審査請求文書」という。）」	非開示	原処分妥当
		<p><b>不存在</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書1 （文書1の内容に該当する報告文書は提出されていないため取得しておらず、保有していないため。）</li> <li>・文書2 （文書2の内容に該当する要望文書は提出されていないため取得しておらず、保有していないため。）</li> <li>・文書3 （文書3の内容の文書は作成しておらず、保有していないため。）</li> </ul>	

## 4 審査会の判断の要旨

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2954</p>	<p><b>《本件保有個人情報の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）について》</b></p> <p>本件本人開示請求は、「高齢・障害支援課障害者支援担当に係る本人開示請求者に関するケース記録全て」の開示を求めるとして、官公署が発行した顔写真のない証明書である「生活保護受給証明書」の1点を本人確認書類として提示し、行われたものである。実施機関によれば、本件本人開示請求の受付に際し、審査請求人に対して、本人確認書類として官公署が発行した顔写真のない証明書を提示する場合には、複数のものを提示する必要がある旨を説明したが、追加の本人確認書類の提示がされず、後日電話連絡も行ったが、審査請求人からは追加の本人確認書類の提示がされなかったため、令和元年11月18日付で個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行ったとのことである。これに対し、審査請求人は、「生活保護受給証明書」を出しているから、非開示は適用を誤っていると主張している。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>ア 実施機関は、個人情報保護条例第21条第2項に規定した要件を満たさないため、非開示としたと主張しているため、以下検討する。</p> <p>(ア) 「横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引」では、個人情報保護条例第21条第2項の解釈として、「本人開示請求をしようとする者が、当該本人開示請求に係る保有個人情報の本人であることの確認を厳格に行う必要があることから、本人開示請求をしようとする者は自己が当該本人開示請求に係る保有個人情報の本人・・・であることを証明する書類を提出し、又は提示する義務を負う。」との解釈が示されている。</p> <p>(イ) 横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市規則第46号。以下「規則」という。）第10条第3項では、個人情報保護条例第21条第2項に規定する「規則で定めるところにより自己が本人開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類」として、同項第1号から第4号までにおいて運転免許証、旅券、健康保険被保険者証及び個人番号カードを列挙し、同項第5号において、このほか「前各号に掲げるもののほか、当該請求に係る本人であることを確認することができるもの」と示されている。</p> <p>(ウ) 職員が職場で活用する「情報公開事務マニュアル（個人情報本人開示編）」（以下「事務マニュアル」という。）では、規則第10条第3項第5号に規定する本人確認書類について、官公署が発行した顔写真付きの証明書として顔写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳、顔写真付きの官公署の職員証等が例示され、官公署が発行した顔写真のない証明書として顔写真のない住民基本台帳カード、介護保険被保険者証等を複数提示することで顔写真付きのものと同様に取り扱う旨が示されている。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。</p> <p>(ア) 本件本人開示請求の受付の際に提示された「生活保護受給証明書」は、官公署が発行した顔写真のない証明書であることから、事務マニュアルによれば、官公署が発行した顔写真のない証明書がもう1点必要になることが認められる。</p> <p>また、実施機関及び審査請求人双方の主張を踏まえると、本件本人開示請求に際し、実施機関が審査請求人に対して規則等に基づき必要な本人確認書類とその数について明示したにもかかわらず、審査請求人は本人確認書類として「生活保護受給証明書」の1点しか提示しなかったものと認められる。一方、審査請求人から他の本人確認書類を提示又は提出できない事情について特段の主張もなく、官公署が発行した顔写真のない証明書をもう1点提示又は提出できない事情があったものとは認められない。</p> <p>(イ) 今日の社会における個人情報保護の重要性に鑑みると、実施機関は本人開示請求制度の運用に当たり、個人情報の漏えい事故などによって個人の権利利益が一旦侵害されるとその回復が困難であることを認識し、個人情報の取扱いに当たっては必要かつ十分な保護措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて、組織全体として個人情報の保護に努めなければならないといえることができる。</p> <p>そうすると、実施機関が行っている前述のような本人確認の厳格な運用は妥当なものであると評価することができる。</p>

答申 番号	判断の要旨
2954	(ウ) したがって、審査請求人は必要書類を提示又は提出しなかったのであるから、実施機関が本件処分を行ったことは、審査会としても是認できるものである。
2955	<p><b>《公園の指定管理者制度について》</b></p> <p>横浜市では、公園の管理に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第28条の2により、指定管理者制度を導入している。指定管理者制度を導入した場合、施設の管理権限を指定管理者に委任し、地方自治体は管理権限を行使しないことが可能であり、特定公園もその方式により管理運営されている。</p> <p>特定公園の指定管理者は、平成26年4月1日から指定管理者として指定されている。指定期間は、同日から平成31年3月31日まで及び平成31年4月1日から令和5年3月31日までであり、それぞれの指定期間開始前に基本協定書を締結している。</p> <p>基本協定書では、指定管理者は、年度報告書、四半期報告書及び月報の各種報告書（これらを以下「各種報告書」という。）を作成し、提出しなければならないこととされている。各種報告書は、公園を所管する公園緑地事務所に提出することとされており、特定公園を所管するのは、横浜市環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所である。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>個人情報本人開示請求書の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。</p> <p>ア 個人情報1は、特定公園のトイレを使用中に背後を通る人がいて気持ちが悪いという利用者からの申告が何回かあったということ（以下「本件事案」という。）に係る指定管理者から実施機関宛ての報告文書のうち、審査請求人がその情報の本人となっている保有個人情報である。</p> <p>イ 個人情報2は、本件事案に関連して現場処理の対策等の指示を求める指定管理者から実施機関宛ての要望文書のうち、審査請求人がその情報の本人となっている保有個人情報である。</p> <p>ウ 個人情報3は、指定管理者が実施機関宛てにした本件事案に係る報告や相談等に関連して実施機関が作成した文書のうち、審査請求人がその情報の本人となっている保有個人情報である。</p> <p><b>《本件保有個人情報の不存在について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報は作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 指定管理者との日常的な情報交換の中で、本件事案に関連すると思われる情報を把握した。その内容は、特定公園のトイレに頻繁に出入りしている者がいるとの苦情が出たので、指定管理者の判断で通り抜けを遠慮いただきたい旨の貼り紙を掲示したが、すぐに剝がした、というものである。</p> <p>(イ) 指定管理者に対して提出を求めている文書は、弁明書にも記載したとおり、各種報告書である。個人情報1に係る文書としては、年度報告書のうちの「苦情対応報告」、四半期報告書及び月報のうちの「苦情・要望一覧」が考えられるところ、これまでに提出された各種報告書には個人情報1に該当する情報は確認できなかった。なお、各種報告書への記載事項については指定管理者に一定の裁量があるため、必ずしも指定管理者に寄せられた苦情や要望の全てが記載されているものではない。また、各種報告書による報告以外に、事故が発生した場合は直ちに所管公園緑地事務所に報告すること等を求めているが、日々の出来事について逐一文書での報告を求めることはしておらず、本件事案に係る文書の提出を求めたこともない。</p> <p>(ウ) 個人情報2についても、取得しておらず、保有していない。指定管理者から実施機関に対する要望を文書で提出すべきことを定めた規定もない。</p> <p>(エ) 以上のとおり、本件事案に関連すると考えられる情報は把握していたものの、文書による報告はなされておらず、本件事案の詳細は把握していない。本件事案のような日常的な施設管理に係ることについて文書を逐一作成することはなく、現に本件事案に関し</p>

答申 番号	判断の要旨
2955	<p>て得た情報についてメモ等を含めて何らかの文書を作成した事実はない。よって、個人情報3は、作成しておらず保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 個人情報1及び個人情報2に係る文書の不存在の妥当性を検討するに当たり、当審査会において、本件審査請求に係る基本協定書を確認したところ、指定管理者に提出を求めているのは、実施機関の説明のとおり各種報告書であることが認められた。また、基本協定書には、指定管理者は指定管理を円滑に履行するため、市及び関係機関との情報交換や業務の調整を図るものとする旨の一般的な連絡調整の規定はあるものの、指定管理者から実施機関に対する要望を文書で提出すべき旨の規定はなかった。</p> <p>(イ) また、当審査会において、各種報告書のうち、本件事案の発生した時期前後である平成30年度及び令和元年度の「苦情・要望一覧」及び「苦情対応報告」の内容を確認したが、本件保有個人情報の存在を確認することはできなかった。</p> <p>(ウ) 基本協定書の内容と、日常的な施設管理を指定管理者に委ねるという指定管理者制度の性質を踏まえると、指定管理者に寄せられた苦情や要望について、その全てを実施機関に報告することは求められておらず、日常的な施設管理に係る本件事案について文書による報告がなされなかったとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。また、指定管理者からの要望に係る規定がないことを踏まえると、本件事案に関連した要望が文書でなされていないことも、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>以上のことから、個人情報1及び個人情報2について、取得しておらず、保有していないとする実施機関の説明は、否定し難い。</p> <p>(エ) 次に、個人情報3について以下検討する。</p> <p>実施機関の説明によれば、実施機関は、本件事案に関連すると解される情報について把握はしていたが、個人情報3は作成していないとのことである。</p> <p>日常的な施設管理を指定管理者に委ねるという指定管理者制度の性質を踏まえると、指定管理者から得た日常的な施設管理に係る情報について、実施機関が何らかの検討や意思決定をする必要性があるとは認め難く、文書を作成した事実はないとの実施機関の説明は不自然、不合理とはいえない。よって、個人情報3について、作成しておらず、保有していないとする実施機関の説明は、否定し難い。</p> <p>(オ) その他、実施機関が本件保有個人情報を保有していると推認させる特段の事情は認められない。</p> <p>(カ) 以上のことから、実施機関において本件保有個人情報を保有しているとは認められない。</p> <p>ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2956	<p><b>《公園の指定管理者制度について》</b></p> <p>※ 答申第2955号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>開示請求書の記載内容から、本件審査請求文書は次のように解される。</p> <p>ア 文書1は、特定公園のトイレを使用中に背後を通る人がいて気持ちが悪くという利用者からの申告が何回かあったということ（以下「本件事案」という。）に係る指定管理者から実施機関宛ての報告文書である。</p> <p>イ 文書2は、本件事案に関連して現場処理の対策等の指示を求める指定管理者から実施機関宛ての要望文書である。</p> <p>ウ 文書3は、指定管理者が実施機関宛てにした本件事案に関する報告や相談等に関連して実施機関が作成した文書である。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 指定管理者との日常的な情報交換の中で、本件事案に関連すると思われる情報を把握</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2956</p>	<p>した。その内容は、特定公園のトイレに頻繁に出入りしている者がいるとの苦情が出たので、指定管理者の判断で通り抜けを遠慮いただきたい旨の貼り紙を掲示したが、すぐに剝がした、というものである。</p> <p>(イ) 指定管理者に対して提出を求めている文書は、弁明書にも記載したとおり、各種報告書である。文書1に該当する文書としては、年度報告書のうちの「苦情対応報告」、四半期報告書及び月報のうちの「苦情・要望一覧」が考えられるところ、これまでに提出された各種報告書は文書1に該当する文書ではなかった。なお、各種報告書への記載事項については指定管理者に一定の裁量があるため、必ずしも指定管理者に寄せられた苦情や要望の全てが記載されているものではない。また、各種報告書による報告以外に、事故が発生した場合は直ちに所管公園緑地事務所に報告すること等を求めているが、日々の出来事について逐一文書での報告を求めることはしておらず、本件事案に係る文書の提出を求めたこともない。</p> <p>(ウ) 文書2についても、取得しておらず、保有していない。指定管理者から実施機関に対する要望を文書で提出すべきことを定めた規定もない。</p> <p>(エ) 以上のとおり、本件事案に関連すると考えられる情報は把握していたものの、文書による報告はなされておらず、本件事案の詳細は把握していない。本件事案のような日常的な施設管理に係ることについて文書を逐一作成することはなく、現に本件事案に関して得た情報についてメモ等を含めて何らかの文書を作成した事実はない。よって、文書3は、作成しておらず保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 文書1及び文書2の不存在の妥当性を検討するに当たり、当審査会において、本件審査請求に係る基本協定書を確認したところ、指定管理者に提出を求めているのは、実施機関の説明のとおり各種報告書であることが認められた。また、基本協定書には、指定管理者は指定管理を円滑に履行するため、市及び関係機関との情報交換や業務の調整を図るものとする旨の一般的な連絡調整の規定はあるものの、指定管理者から実施機関に対する要望を文書で提出すべき旨の規定はなかった。</p> <p>(イ) また、当審査会において、各種報告書のうち、本件事案の発生した時期前後である平成30年度及び令和元年度の「苦情・要望一覧」及び「苦情対応報告」の内容を確認したが、本件審査請求文書の存在を確認することはできなかった。</p> <p>(ウ) 基本協定書の内容と、日常的な施設管理を指定管理者に委ねるという指定管理者制度の性質を踏まえると、指定管理者に寄せられた苦情や要望について、その全てを実施機関に報告することは求められておらず、日常的な施設管理に係る本件事案について文書による報告がなされなかったとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。また、指定管理者からの要望に係る規定がないことを踏まえると、本件事案に関連した要望が文書でなされていないことも、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>以上のことから、文書1及び文書2について、取得しておらず、保有していないとする実施機関の説明は、否定し難い。</p> <p>(エ) 次に、文書3について以下検討する。</p> <p>実施機関の説明によれば、実施機関は、本件事案に関連すると解される情報について把握はしていたが、文書3は作成していないとのことである。</p> <p>日常的な施設管理を指定管理者に委ねるという指定管理者制度の性質を踏まえると、指定管理者から得た日常的な施設管理に係る情報について、実施機関が何らかの検討や意思決定をする必要性があるとは認め難く、文書を作成した事実はないとの実施機関の説明は不自然、不合理とはいえない。よって、文書3について、作成しておらず、保有していないとする実施機関の説明は、否定し難い。</p> <p>(オ) その他、実施機関が本件審査請求文書を保有していると推認させる特段の事情は認められない。</p> <p>(カ) 以上のことから、実施機関において本件審査請求文書を保有しているとは認められない。</p> <p>ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例

（本人開示請求の手続）

#### 第21条 （第1項省略）

- 2 前項の規定により本人開示請求書を提出する際、本人開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該本人開示請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

（第3項省略）

#### 第25条 （第1項省略）

- 2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（開示請求に対する決定等）

#### 第10条 （第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先
市民局市民情報課長 小林 且典    Tel 045-671-3881